

## 安否不明者の氏名等公表に関する調査（都道府県）

参考資料 4 - 1

（令和 3 年 12 月 1 日時点）

問 番号	設問	選択肢					回答数 (合計)	主な自由回答 等
		1	2	3	4	5		
1	安否不明者の氏名等公表に関する方針・基準・ガイドラインなど（以下「方針」という。）を定めていますか。 1：はい 2：いいえ ※「2」を選択された場合は、問12へ	30	17	-	-	-	47	(内閣府注) ・住民基本台帳の閲覧等制限がないことを氏名等公表の条件として方針等に明記している。(17団体) ・住民基本台帳の閲覧等制限がある場合、家族(加害者を除く。)の同意を氏名等公表の条件として方針等に明記している。(1団体)
2	公表の主体について、方針に定めていること以外に留意事項がある場合は、自由回答欄に記載してください。	/						・市町村の公表を妨げない。(10団体) ・県及び市町村の両方ともに氏名等を公表する。(1団体)
3	上記問2のほかに、氏名等公表について、方針に定めていること以外に留意事項がある場合は、自由回答欄に記載してください。	/						・救出救助に資することがない場合は氏名公表しないとしており、捜索対象者と場所が明らかな場合などが該当する。 ・災害の状況や被災者の事情等は都度異なるため、実際の公表にあっては、関係市町村の意向、県警察との調整等を踏まえ、災害の態様等に応じて、個別に判断の上、公表する。
4	方針に関連する、貴団体の個人情報保護条例の記述を自由回答欄に転記又は該当文書を提供してください。	/						利用及び提供に関する関連規定 ・人の生命、身体又は財産の保護の必要があるときに目的外利用・提供を可能とする規定(23団体) ・明らかに本人の利益になるとき、その他特別の理由があるときに目的外利用・提供を可能とする規定(2団体) ・明らかに本人の利益になるときに目的外利用・提供を可能とする規定(1団体) ・各団体の個人情報保護審議会の意見を聴いた上で相当の理由があると認めるときに目的外利用・提供を可能とする規定(2団体) ・個人情報の開示義務等の規定(人の生命・健康の保護のため開示が必要と認められる情報)(1団体) ・収集目的内の提供・公表として整理(1団体)
5	方針に関連する、地域防災計画の記載はありますか。 1：はい 2：次回改定において記載予定 3いいえ(記載予定なし)	5	5	20	-	-	30	-

方針に基づき公表する情報の範囲についてご回答ください。								
6	<p>【小問 1】 氏名をどのように表記して公表することになっていますか。</p> <p>1：漢字のみ 2：漢字及びフリガナ 3：カナのみ 4：その他</p>	6	14	0	10	-	30	<p>≪「1」を選択した団体≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国籍の方についてはカタカナ又はアルファベット表記を想定</li> <li>・氏名の漢字が分からない場合はカタカナ表記とすることがある。</li> </ul> <p>≪「2」を選択した団体≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の記載事項として旧氏を定めている場合は、旧氏を併記</li> </ul> <p>≪「4」を選択した団体≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未定（9団体）</li> <li>・家族の同意の範囲で公表（1団体）</li> </ul>
	<p>【小問 2】 住所をどのように表記して公表することになっていますか。</p> <p>1：市町村名まで 2：大字まで 3：すべて（番地、号まで） 4：公表しない 5：その他</p>	7	15	0	1	7	30	<p>≪「5」を選択した団体≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未定（4団体）</li> <li>・家族の同意の範囲で公表（2団体）</li> <li>・町名若しくは大字名まで。合併旧町の場合に大字名まで表記。（1団体）</li> </ul>
	<p>【小問 3】 年齢をどのように表記して公表することになっていますか。</p> <p>1：年代（例：50代） 2：年齢（例：53才） 3：公表しない 4：その他</p>	3	18	3	6	-	30	<p>≪「4」を選択した団体≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未定（2団体）</li> <li>・家族の同意の範囲で公表（2団体）</li> <li>・発災時の年齢（1団体）</li> <li>・市町村と協議の上、「年齢」又は「年代」を公表（1団体）</li> </ul>
	<p>【小問 4】 性別は公表することになっていますか。</p> <p>1：公表している 2：公表しない</p>	27	3	-	-	-	30	<p>≪「1」を選択した団体≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族の同意の範囲で公表</li> </ul>
	<p>【小問 5】 小問番号1～4以外の情報で公表している情報があれば、自由回答欄に回答してください。</p>	被災状況						
「家族の同意」についてご回答ください。								
	<p>【小問 1】 氏名等を公表することについて、家族の同意を必要としていますか。</p> <p>1：はい 2：いいえ</p> <p>※「2」を選択された場合は、問8へ</p>	17	13	-	-	-	30	<p>≪「1」を選択した団体≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族の同意を確認することを原則としつつ、救出・救助活動の効率化・円滑化を図るため、緊急かつやむを得ない場合には、同意を確認せず、公表することができることとしている。</li> <li>（内閣府注）17団体のうち11団体は、例外的に家族の同意を不要とする場合がある旨、方針等に明記している。</li> </ul> <p>≪「2」を選択した団体≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族の同意を必須要件としていないが、家族の同意が得られない場合は、マスコミへの資料提供の際にその旨申し添えることとしている。</li> </ul>

7	<p>【小問 2】 家族の範囲について、どのように定めているのか、自由回答欄に回答してください。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として同居の親族とするが、同一生計の親族や事実婚が確認できる配偶者等、状況に応じて判断する。</li> <li>・同居の親族（事実上婚姻関係にある者を含む。）、これがないときは別居の親族を含み、これらのうち任意の1名を想定。</li> <li>・民法第725条に定められる親族の範囲（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）</li> <li>・民法第725条に定められる親族の範囲（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）のうち適任者。ただし、血縁・婚姻関係のない事実上の家族と判断できる場合は対象とする。</li> <li>・民法第877条の規定により相互に扶養義務のある直系血族及び兄弟姉妹(特別な事情がある場合は3親等内の親族)が考えられる。</li> <li>・警察庁通達（平成31年3月29日付け警察庁丁捜一発第55号）で定義する「遺族」をベースに、配偶者、二親等以内の血族（子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹）及び同居の親族を想定。</li> </ul>					
	<p>【小問 3】 氏名等の公表に対し、家族の一部が不同意の場合の対応について、自由回答欄に回答してください。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族のうち一人でも不同意の場合には、公表しない。</li> <li>・氏名等の公表に関する意見が分かれたり、その時点では判断できないなどの場合には、同意を確認できないものとして取り扱う。</li> </ul>					
	<p>【小問 4】 家族がいない場合や家族と連絡が取れない場合など、氏名等の公表について家族の同意が得られない場合の対応について、自由回答欄に回答してください。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時などは、迅速な救出・捜索活動を実施するため、家族の同意がなくとも県災害対策本部の判断により、公表できるものとしている。</li> <li>・家族の同意を得るとまがないもの（緊急かつやむを得ない場合に限る。）で、かつ、住民基本台帳の閲覧等制限がないものは、氏名等を公表する。</li> <li>・家族の同意が得られない場合は、〇〇市、〇〇歳代など、おおよその住所・年齢・性別といった情報を公表し、氏名は公表しない。</li> </ul>					
8	<p>方針の策定について、市町村（消防含む。）と調整しているか。 1：はい 2：いいえ ※「2」を選択された場合は、問10へ</p>	25	5	-	-	-	30	<p>≪「1」を選択した団体≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村、消防、警察が一堂に会するワーキンググループを開催し、県が作成した案をもとに、本県としての情報共有の方法及び公表方針を決定。</li> <li>・各市町村に対してTV会議による説明会を実施、文書による意見照会</li> <li>・文書による意見照会や個別訪問による説明・意見聞き取り</li> <li>・県が方針案を作成し、市町村へ意見照会した。</li> </ul>
9	<p>氏名等公表について、市町村（消防含む。）とどのように役割分担や連携を図るのか等、調整内容について、自由回答欄に回答してください。</p>							<ul style="list-style-type: none"> <li>・県：氏名等公表、公表内容に係る報道対応 / 市町村：家族等の意向確認、住民基本台帳情報の確認、県への報告</li> <li>・住民基本台帳に基づく名簿は市町村が作成し、県は情報提供を受ける。</li> <li>・被害状況に対する問い合わせはできるだけ県が一元的に対応することとし、家族等からの安否情報の問い合わせは、市町村において対応することを原則とする。</li> </ul>
10	<p>方針の策定について、都道府県警察と調整しているか。 1：はい 2：いいえ ※「2」を選択された場合は、問12へ</p>							26

11	氏名等公表について、都道府県警察とどのように役割分担や連携を図るのか等、調整内容について、自由回答欄に回答してください。	/					<ul style="list-style-type: none"> <li>・県警へ通報のあった安否不明者について情報提供を受けることとしている。</li> <li>・公表前に警察が把握している不明者情報との整合性を取ることを確認した。</li> <li>・市町村が作成した名簿を提供し、DVの被害者情報等について、住民基本台帳上の情報等とは別に確認いただくことなどを合意している。</li> <li>・県警察がDV、ストーカー等の被害相談を受理している場合は、住民基本台帳の閲覧等制限措置がなされていない場合においても、公表の対象外とする。</li> <li>・方針案の協議を進める中、最終的に、県警の役割がなくなった。</li> </ul>	
12	<p>※問1において「2」を選択された場合のみ、ご回答ください。</p> <p>今後、方針を策定する予定はありますか。</p> <p>1：はい 2：いいえ</p>	17	0	-	-	-	17	-
13	<p>※全都道府県において、お答えください。</p> <p>安否不明者の氏名等公表について、これまでの災害対応において、課題はありましたか。</p> <p>1：はい 2：いいえ</p> <p>※「1」を選択された場合は、自由回答欄に、課題について記載ください。</p>	9	38	-	-	-	47	<p>≪「1」を選択した団体≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳の精査で把握した安否不明者と通報によって把握した安否不明者の突き合わせ実務に時間を要した。</li> <li>・これまでの事例では、家族の同意を得てから氏名公表を行っているため、公表までに時間を要する場合がある。</li> <li>・非公表とした際に、「他自治体では公表しているのに」という報道があり、対応に苦慮した。</li> <li>・ご家族の意向を尊重して氏名を非公表としたことについて、報道機関との意見の相違があり、報道機関からの問い合わせへの対応等に苦慮した。</li> <li>・方針に基づき公表の可否を判断していたところ、報道から氏名公表を一律に行うべき（即時公表すべき）と執拗に迫られ、災害対策本部業務に支障が生じる場面があった。</li> </ul>

14	<p>※全都道府県において、お答えください。</p> <p>安否不明者の氏名等公表に係る方針の策定や検討において、課題となった事項（未策定の場合は課題となっている事項）について、自由回答欄に記載ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害毎に規模や不明となった状況が異なるため、一律の基準で判断することが難しいことが課題。</li> <li>・家族の同意を得ずに氏名を公表できる場合について、個々の災害に応じて判断する必要がある。</li> <li>・安否不明者の氏名等を公表することに意義がある「災害」とは、どんな災害なのかを定義することがそもそも難しい。</li> <li>・公表の公益性の有無の判断基準</li> <li>・救出救助の効率化と個人情報保護とのバランス</li> <li>・被災者家族の権利（プライバシー）の擁護</li> <li>・公表後に安否が判明し、結果的に生きていた方の情報を公表した事に対する訴訟対応について市町村から課題の提示があった。</li> <li>・大規模な災害があった際の公表実務について、「実際にどこまでできるのか分からない」という課題があった。</li> <li>・市町村も公表を行う場合、県との公表するタイミングの調整や、県と市町村における安否不明者情報に関する情報の差。</li> <li>・県が公表できない場合の想定、例外的に市町村が公表する手順</li> <li>・家族の同意を要件とする場合の家族の範囲及び同意の確認主体</li> <li>・トランスジェンダーに配慮して、性別を公表すべきではないという意見もあった。</li> <li>・市町村が行うこととしている住民基本台帳の閲覧等制限の確認作業について、通常の災害対応と平行して行うことができるか。</li> <li>・県外居住者の住民基本台帳閲覧等制限の照会について全国統一ルールが明示されていないため、居住先市町村の協力を得ることができるか。</li> <li>・庁舎が被災し、住民基本台帳システムが使用できない状況での対応。</li> <li>・住民基本台帳の閲覧等制限の有無については、制限が有ること自体が機微な情報であるため、市町村から県への情報提供の際も、配慮が必要となる。</li> <li>・警察に、人身安全関連事案についての警察安全相談等、氏名公表が適当でない何らかの事情が存在する者についても、確認が必要である。</li> </ul>
----	--	---